第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（環境一二七）　一

〔公告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　五

特殊法人等
社会保険診療報酬支払基金平成二十三事業年度決算等関係　三

地方公共団体
行旅死亡人関係　五

会社その他
会社決算公告　五

告示

○環境省告示第百二十七号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準について）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十二日　環境大臣　細野　豪志

別表2の1の(1)のイを次のように改める。

イ

類型＼項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg／L以下	0.001mg／L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg／L以下	0.0006mg／L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg／L以下	0.002mg／L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg／L以下	0.002mg／L以下	
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。）	付表11に掲げる方法	

備考

1　基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。